

廃プラスチックの再資源化

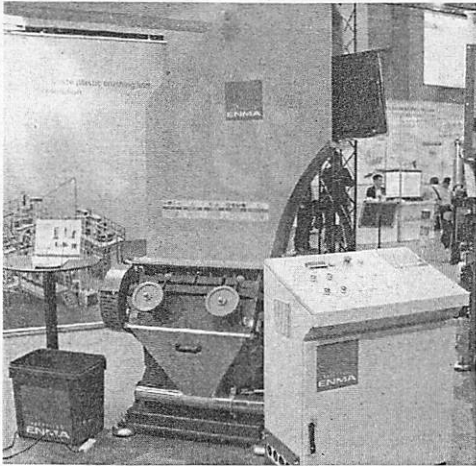
環境省は6月、2023年度国内の廃プラスチック類の処理に関する状況について、外国政府による輸入禁止措置直前(17年未)の水準に戻っていたことが確認されたと発表した。22年にはプラ新法が施行され、大臣認定登録数は自治体、民間企業など合わせて21件となっている(7月15日現

在)。さらに今年5月には再資源化事業高度化法が成立し、今後ますます廃プラ処理の状況は多様かつ複雑化していくことが予想される。自治体の製品プラ一括回収に対応した取り組みや、動静脈連携の推進を図る動きが相次いでいる。

自治体向け破碎機レンタルサービスを開始

エコロ 製品プラスチックのリサイクルで

プラスチックリサイ (後藤雅晴社長) はこのクルなどを手掛けるエ たび、新たに自治体や コロ(埼玉県三芳町、 排出事業者等に、同社



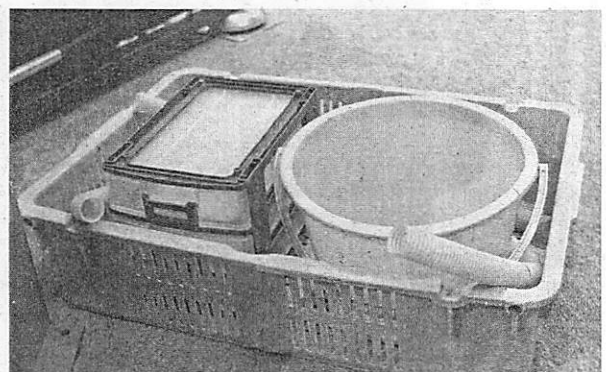
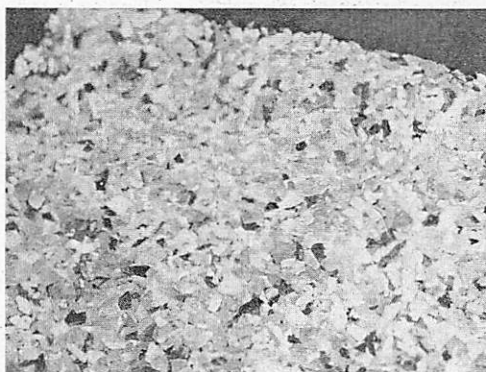
導入する破碎機

グループであるENM A JAPANオリジナルの小型プラスチック破碎機を貸し出し、破碎後のプラスチックを同社が買い取るサービス「SMART ECO(スマートエコロ)」を開始する。取り組みの流れとしては、まず排出事業者の事業所内や自治体のクリーンセンター等にプラスチック破碎機を設置する。集めた製品

プラスチックを破碎し、まとめて保管しておいたプラスチック破碎物を、同社や同社の協力会社が月に1回程度のペースで回収する。回収したプラスチック破碎物を同社で適正に加工、再資源化するものとなっている。

導入する破碎機は小型で省スペースなものとなっており、処理能力は1時間当たり200kg程度。ポリバケツや衣装ケースといった大型の製品プラも破碎することが可能だ。従来のように保管場所を必要とせず、回収時にも一度に大量のプラを積み込めるため、輸送コストの大幅な削減が見込める。

2022年にプラ新法が施行され、自治体やメーカー等が積極的にプラスチックリサイクルに関与することが求められている一方、整えており、まずは気が取れずに乗り出せていない自治体等も多いのが現状となっている。



対象となる製品プラスチックの例(右) 破碎後の製品プラスチック(左)

後藤社長は、「プラ新法に対応できていない自治体でも簡単に導入でき、中間処理の役割が不足している地域に二入にできる取り組みとなっている。まずは地元自治体、関東圏を中心に事業を開始し、順次全国へと拡大していきたいと考えている。導入から運用、メンテナンスまで万全のサポート体制を